		日号外	ページ
二一五	個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法第二十八条第一項第四号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第五号に掲げる負担金に係る公益法人等並びに基金及び期間を指定する件の一部を改正する件	九	四
二一六―二一三	国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示	一〇211	四
二一三四―二一三六	国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示	一〇211	四
二一三七―二一三九	個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示	一〇211	一〇
二四〇	国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件	一〇211	一一
二四一	公職選挙法第九十四条の規定に基づき国庫に帰属した国債の買入消却に関する件	二七	一〇
二四二	各都道府県共同募金会が令和六年十月一日から令和七年三月三十一日までの間に募集する寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する件	二七	一〇
		三〇	六

財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省

一〇	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第七条の四第一号イ及びロの規定に基づく主務大臣が定める市町村を定める件	九	四
三〇	**財務省、農林水産省** 株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件	一九	六
三一	農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件	一九	七
三二	中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件	一九	七
三三	農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律第十二条第一項及び第十八条第一項の農林水産大臣及び財務大臣が指定する資金を定める件	三〇227	三〇三
七	**財務省、経済産業省** 事業再編の実施に関する指針の一部を改正する告示	二205	八七
八	事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示	二205	九五
一八	**国税庁** 酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件の一部を改正する件	三	二
二一八	**文部科学省** 大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示	二	七
二一九	令和七年度の私立の大学の学部の収容定員を増加する学則の変更の認可の申請に係る文部科学大臣が定める期間の告示	二	八
二二〇	学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示	二〇220	七五
二二一	大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示	二〇220	七七
二二二	文部科学大臣を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第二条第四号に掲げる所轄庁が定める書類	三〇227	三〇四
三	**文部科学省、経済産業省** 特定新事業開拓投資事業、外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針の一部を改正する告示	二205	一〇一
二〇	**文化庁** 特別天然記念物を管理すべき地方公共団体を指定する件	一八	三
二八二	**厚生労働省** 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件	三	三
二八三	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件	三	三
二八四	令和六年度における共同募金の実施期間を定める件	三	三
二八五	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件	五208	一
二八六	子の養育又は家族の介護を行い、又は行うことと なる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第八条第二号及び第八十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める日数の一部を改正する告示	一一212	二八
二八七	子の養育又は家族の介護を行い、又は行うことと なる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第八条第二号、第八十六条及び第百三条の規定に基づき厚生労働大臣が定める日数の一部を改正する告示	一一212	三四